(証券コード3461)
2026年12月２日

株　主　各　位

東京都千代田区麹町四丁目５番地20
株　式　会　社　パ　ル　マ
代表取締役社長　木　村　純　一

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　　https://www.palma.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「ＩＲライブラリ」「株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「パルマ」又は「コード」に当社証券コード「3461」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年12月17日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使の場合］
当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

敬　具

記

1．日　　時　**2026年12月18日（金曜日）午前10時**

2．場　　所　**ホテル ルポール麹町　2階　サファイア**
東京都千代田区平河町2－4－3
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項　報告事項
第59期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役７名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年12月18日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後６時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

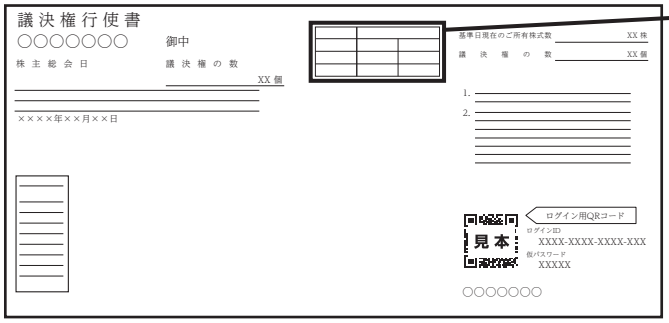

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第１・２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

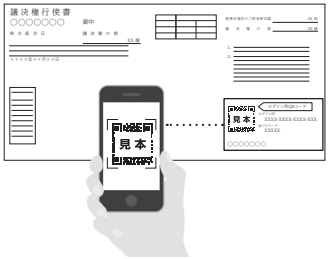

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

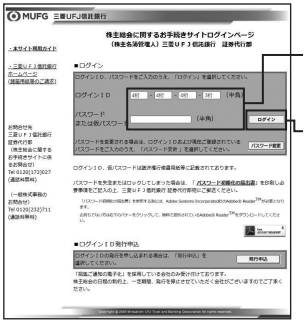

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役３名を含めた取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

阿部幸広（あべゆきひろ）（1968年２月20日）　再任

略歴、当社における地位及び担当

2004年11月	株式会社ディア・ライフ代表取締役社長（現任）
2009年５月	当社代表取締役社長
2014年２月	当社取締役
2016年12月	当社取締役会長（現任）
2018年７月	株式会社ディアライフエージェンシー（現株式会社アルシエ）代表取締役
2021年１月	株式会社DLXホールディングス（現株式会社アルシエ）代表取締役
2021年１月	株式会社N－STAFF（現株式会社アルシエ）代表取締役会長
2021年９月	株式会社コーディアリー・サービス（現株式会社アルシエ）代表取締役会長
2021年10月	アイディ株式会社代表取締役（現任）
2021年10月	株式会社アイディプロパティ代表取締役（現任）
2024年１月	株式会社アルシエ代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況：株式会社ディア・ライフ代表取締役社長、アイディ株式会社代表取締役
株式会社アイディプロパティ代表取締役、株式会社アルシエ代表取締役会長

所有する当社の株式数：213,600株

在任年数：17年7ヶ月

取締役会出席状況：25/25回

取締役候補者とした理由

阿部幸広氏は、株式会社ディア・ライフ代表取締役を務めており経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。その実績、能力、不動産業界における長い経験とプライム市場上場企業の経営者としての豊富な経験から当社企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

木村 純一（1984年5月10日）

再任

略歴、当社における地位及び担当

2007年2月	株式会社加瀬倉庫入社
2018年10月	株式会社加瀬トランクサービス入社
2022年6月	株式会社加瀬倉庫代表取締役
2023年6月	当社入社執行役員業務推進担当
2023年12月	当社代表取締役社長（現任）

所有する当社の株式数：100株

在任年数：3年

取締役会出席状況：25/25回

取締役候補者とした理由

木村純一氏は、セルフストレージ業界に精通しており、セルフストレージ会社における経営経験を中心とした幅広い経験、見識から豊富な経験と実績を有しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで、適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

赤羽 秀行（1968年5月12日）

再任

略歴、当社における地位及び担当

2019年2月	当社入社
2019年2月	当社管理部長
2021年1月	当社執行役員管理部長
2022年12月	当社取締役管理部長（現任）

所有する当社の株式数：600株

在任年数：4年

取締役会出席状況：25/25回

取締役候補者とした理由

赤羽秀行氏は、企業の経理・財務戦略に精通しており、現在はその経験と実績を活かし、当社の経営管理および経理・財務戦略を統括しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで、適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

上村 卓也（かみむら たくや）（1970年8月23日）

再任

略歴、当社における地位及び担当

2007年1月	株式会社ディア・ライフ入社
2009年5月	当社取締役
2018年3月	株式会社経営承継支援取締役（現任）
2019年12月	株式会社ディア・ライフ常務執行役員（現任）
2021年1月	株式会社DLXホールディングス（現株式会社アルシエ）代表取締役副社長 株式会社N-STAFF（現株式会社アルシエ）取締役副社長
2021年6月	株式会社フーバーブレイン取締役（現任）
2021年9月	株式会社コーディアリー・サービス（現株式会社アルシエ）取締役副社長 株式会社ディアライフエージェンシー（現株式会社アルシエ）専務取締役
2023年12月	当社取締役（現任）
2024年1月	株式会社アルシエ代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況：株式会社アルシエ代表取締役社長

所有する当社の株式数：545株

在任年数：3年

取締役会出席状況：25/25回

取締役候補者とした理由

上村卓也氏は、過去に当社や様々な事業会社において取締役を経験しており、その経営経験を中心とした幅広い経験、見識を有しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで、適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

榎（えのき） 和志（かずし） (1961年10月20日)

再任 社外

略歴、当社における地位及び担当

2004年９月	株式会社リマネージ代表取締役（現任）
2013年９月	株式会社アミックス常務取締役
2014年12月	当社社外取締役（現任）
2015年10月	株式会社アミックスコミュニティ代表取締役
2022年９月	株式会社vivid　update代表取締役（現任）
2022年９月	株式会社ノビシロ取締役（現任）
2023年４月	株式会社ランドトラスト取締役
2025年12月	株式会社プロップドックス取締役（現任）

重要な兼職の状況：株式会社リマネージ代表取締役、株式会社vivid　update代表取締役

所有する当社の株式数：6,800株

在任年数：12年

取締役会出席状況：25/25回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

榎和志氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は他の会社での豊富な取締役経験を中心とした幅広い経験、見識を有しております。期待される役割は、引き続き当該知見を活かし当社事業全般に対する助言と指導であります。

候補者番号 6

斎藤（さいとう） 聡（さとし） (1963年９月５日)

再任 社外

略歴、当社における地位及び担当

1986年４月	住友不動産株式会社入社
1999年11月	日本アジア投資株式会社入社
2003年10月	東京スター銀行不動産ファイナンス部長
2008年１月	アジア・パシフィック・ランド（ジャパン）アセットマネジメント ヴァイスプレジデント
2010年４月	同社アセットマネジメント統括責任者エグゼクティブディレクター
2018年12月	当社社外取締役（現任）
2024年３月	勝山高原開発株式会社代表取締役（現任）

重要な兼職の状況：勝山高原開発株式会社代表取締役

所有する当社の株式数：2,200株

在任年数：８年

取締役会出席状況：24/25回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

斎藤聡氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は不動産業務全般の知識に加え、金融機関での経験を有しております。期待される役割は、引き続き当該知見を活かし当社セルフストレージ開発・投資に対する助言と指導であります。

候補者番号 7

吉松（よしまつ） こころ（1977年12月28日） 再任 社外

略歴、当社における地位及び担当

2003年７月	株式会社全国賃貸住宅新聞入社	2019年12月	当社社外取締役（現任）
2009年９月	株式会社全国賃貸住宅新聞取締役	2021年７月	株式会社ミツバチ代表取締役（現任）
2015年４月	株式会社HelloNews代表取締役（現任）		

重要な兼職の状況：株式会社HelloNews代表取締役、株式会社ミツバチ代表取締役

所有する当社の株式数：4,100株

在任年数：７年

取締役会出席状況：24/25回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉松こころ氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は不動産賃貸管理業務全般の知識に加え、マスコミでの豊富な経験を踏まえた多様な見識を有しております。期待される役割は、引き続き当該知見を活かし当社セルフストレージ運営に対する助言と指導であります。

（注）１.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２. 榎和志氏、斎藤聡氏及び吉松こころ氏は社外取締役候補者であります。

３. 当社は、榎和志氏、斎藤聡氏及び吉松こころ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

４. 当社は、榎和志氏、斎藤聡氏及び吉松こころ氏との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額が上限であります。各氏の再任が承認可決された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名（社外監査役３名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

大森茂延（おおもりしげのぶ）（1954年6月12日）

再任　社外

略歴、当社における地位

1977年４月	株式会社東海銀行（現三菱UFJ銀行）入行
1994年１月	同行 北京事務所長
1996年８月	同行 天津支店長
1999年１月	同行 検査部検査役
2001年４月	UFJ銀行（現三菱UFJ銀行）台北支店長
2003年12月	東洋インキＳＣホールディングス株式会社（現artience株式会社）入社
2004年７月	同社 中国総代表　兼 東洋油墨企業管理(上海）有限公司　総経理
2011年11月	上海東洋油墨製造有限公司 総経理
2014年７月	東洋マネジメントサービス株式会社 社長
2017年10月	蘇州豊迅汽車租賃有限公司総経理
2022年12月	当社監査役（現任）

重要な兼職の状況：該当無し
所有する当社の株式数：4,200株
在任年数：４年
取締役会出席状況：25/25回

監査役候補者とした理由

大森茂延氏を社外監査役候補者とした理由は、大手金融機関及び大手メーカーにおける豊富な業務経験を有していることから、取締役会の業務執行及び経営判断に関し公正・中立な立場で監視していただくためであります。

候補者番号 2

輿水 英行（こしみず ひでゆき）（1967年3月14日） 再任 社外

略歴、当社における地位

1989年 4 月	株式会社西洋環境開発入社
1992年 8 月	ＴＡＣ株式会社入社
1993年10月	アーサーアンダーセン会計事務所（現 有限責任あずさ監査法人）入社
1997年11月	株式会社カーギルジャパン入社
1997年11月	輿水公認会計士事務所（現輿水公認会計士・税理士事務所）設立
2008年12月	株式会社フォンティス設立 同社代表取締役（現任）
2012年 5 月	いずみキャピタル株式会社代表取締役（現任）
2014年 5 月	当社社外監査役（現任）
2018年10月	株式会社フーバーブレイン代表取締役（現任）

重要な兼職の状況：株式会社フォンティス代表取締役、株式会社フーバーブレイン代表取締役
いずみキャピタル株式会社代表取締役

所有する当社の株式数：16,000株

在任年数：12年7ヶ月

取締役会出席状況：25/25回

監査役候補者とした理由

輿水英行氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての立場に加え、経営者としての見識を有していることから、取締役会の業務執行及び経営判断に関し公正・中立な立場で監視していただくためであります。

候補者番号 3

本橋安弘（もとはしやすひろ）（1956年12月3日） 新任 社外

略歴、当社における地位

1980年４月	株式会社東海銀行（現三菱UFJ銀行）入行
1995年３月	東海インターナショナル証券株式会社出向 債券部長
2000年６月	同行 荏原支店長
2005年７月	株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）麻布支店長
2008年１月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 名古屋駅前支店長
2011年８月	株式会社御幸ビルディング 営業企画部副部長
2017年６月	同社 常務執行役員
2019年７月	同社 顧問
2020年３月	株式会社SBJ銀行 監査チーム 検査役
2022年12月	株式会社ディア・ライフ 監査役（現任）

重要な兼職の状況：株式会社ディア・ライフ監査役

所有する当社の株式数：0株

監査役候補者とした理由

本橋安弘氏を社外監査役候補者とした理由は、大手金融機関において重要な役職を歴任され、不動産賃貸事業を営む企業では執行役員として職務を遂行し、豊富な金融や不動産の知識と経験を有しており、プライム市場企業の常勤監査役としての経験から取締役会の業務執行及び経営判断に関し公正・中立な立場で監視していただくためであります。

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．各候補者は、社外監査役候補者であります。
3．当社は大森茂延氏及び輿水英行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4．当社は本橋安弘氏の選任が承認可決された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5．当社は、大森茂延氏及び輿水英行氏との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額が上限であります。各氏の再任が承認可決された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6．当社は、本橋安弘氏の選任が承認可決された場合は、本橋安弘氏との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を上限とする予定であります。
7．本橋安弘氏は、2026年12月22日開催の株式会社ディア・ライフの定時株主総会終結の時をもって、任期満了により同社監査役を退任する予定であります。

＜ご参考＞取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けた実効性のある企業統治体制の確立のため、幅広い事業経験及び多岐にわたる専門性・知識を有する取締役及び監査役を選任しております。本総会に上程する議案が承認された後の当社の取締役及び監査役の主な専門性と経験は次のとおりであります。

		属性		経験業務・知識等							専門性
	氏名／地位・役職	ジェンダー ●男性 ★女性	独立役員	当社事業運営の実績・経験	当社事業関連業界の知見	上場会社の取締役・監査役経験	ファイナンス・会計・税務の経験・知識	IT／DX	人事・人材開発の経験・知識	法務・コンプライアンス・リスク管理・内部監査の経験・知識	(士業や業務関連性の高い保有資格等を記載)
取締役会	**阿部　幸広** 取締役会長	●		●	●	●	●		●		
	木村　純一 代表取締役社長	●		●	●				●		
	赤羽　秀行 取締役管理部長	●		●	●		●	●	●	●	
	上村　卓也 取締役	●		●	●	●	●	●	●	●	
	榎　　和志 社外取締役	●	●	●	●			●	●		
	斎藤　聡 社外取締役	●	●	●	●		●			●	
	吉松　こころ 社外取締役	★	●	●	●						
監査役会	**大森　茂延** 常勤社外監査役	●	●				●		●	●	
	奥水　英行 社外監査役	●	●			●	●	●	●	●	公認会計士
	本橋　安弘 社外監査役	●	●			●	●		●	●	

以　上

事　業　報　告

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

1．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。個人消費については、雇用・所得環境の改善に支えられ、持ち直しの動きが見られたほか、企業の設備投資についても底堅く推移するなど、経済活動の正常化が進んでおります。一方で、物価上昇の長期化による個人消費への影響や為替相場の変動、海外経済の動向に加え、中東地域をはじめとする地政学的リスクの高まりなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属するセルフストレージ業界におきましては、生活様式の多様化や居住空間の有効活用に対するニーズの高まりを背景に、収納需要は引き続き堅調に推移しております。都市部を中心とした住宅のコンパクト化や、住環境の快適性を重視する傾向などにより、居住空間以外に収納スペースを確保する手段として、セルフストレージの利用が広がっております。また、セルフストレージ施設の供給拡大に伴い、施設運営事業者においては、利用者の獲得や稼働率の向上に加え、業務効率化や収益性向上に向けた運営支援サービスへの需要が高まっております。一方で、建築費や人件費の上昇など、施設の新規開発や運営に影響を及ぼす要因も見られ、事業環境の変化を引き続き注視する必要があります。

また、都市部を中心に続く不動産賃料の上昇や居住スペースの狭小化を背景に、利用ニーズは引き続き高水準で推移し、大手事業者による積極的な出店が拠点数の堅調な拡大を支えています。こうした成長性と将来性の高さから、セルフストレージ市場は国内外から高い関心と期待を集める分野となっております。

このような状況の中、当社は、セルフストレージ事業者の運営支援を中心とするビジネスソリューションサービスと、セルフストレージ施設の開発・販売及び運営を行うターンキーソリューションサービスの両事業を通じて、事業基盤の拡大と収益性の向上に取り組んでまいりました。ビジネスソリューションサービスにおいては、賃料債務保証付きBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）サービスやITソリューションサービスの受託拡大を図るとともに、既存取引先との取引深耕や新たなサービスの展開を推進してまいりました。また、ターンキーソリューションサービスにおいては、セルフストレージ施設の

開発支援や保有施設の稼働率向上に取り組むとともに、屋内型セルフストレージ施設「キーピット横浜反町」の売却を実施するなど、保有資産の収益化を進めてまいりました。

当事業年度の業績は、売上高2,727,946千円（前期比18.0％増）、営業利益193,289千円（前期比31.0％増）、経常利益234,019千円（前期比25.1％増）、当期純利益135,444千円（前期比10.6％増）となりました。

各サービスの取組みは次のとおりであります。

（ビジネスソリューションサービス）

当事業年度は、既存事業者による当社サービスへの切り替えや大手事業者による新規導入などに加え、堅調なセルフストレージの利用動向を背景に、賃料債務保証付きBPOサービスやWeb予約決済・在庫管理システム「クラリス」の導入が伸長しました。当事業年度の本サービス新規契約件数は42,797件（前年同期比11.0％増）、当事業年度末時点の主力サービスである賃料債務保証付きBPOサービス受託残高は144,967件（前期末比7.1％増）となりました。また、「クラリス」の導入室数は82,281件（前期末比2.9％増）となりました。さらに、東電用地株式会社への運営支援サービスの提供や、レンタルオフィス事業向けの「滞納保証付き集金代行サービス」及び「クラリス」の展開、エリアリンク株式会社が運営する「ハローストレージ」への賃料債務保証付きBPOサービスの提供拡大など、事業機会の拡大・創出に向けた施策を推進してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,557,190千円（前期比6.8％増）、営業利益534,866千円（前期比11.1％増）となりました。

（ターンキーソリューションサービス）

当事業年度は、遊休不動産の有効活用を目的として、東電用地株式会社をはじめとする企業に対し、セルフストレージ施設の開発支援を推進するとともに、保有施設の売却に向けた取り組みを進め、屋内型セルフストレージ施設「キーピット横浜反町」の売却を実施いたしました。

また、日本郵政グループとの連携による郵便局施設の有効活用や、株式会社第一興商との業務提携による店舗内の遊休スペースを活用したセルフストレージ事業の展開など、施設開発機会の拡大に向けた取り組みを推進してまいりました。

さらに、株式会社JBサステナブルと、系統用蓄電池の設置・運用を目的とした業務提携契約を締結いたしました。本業務提携では、当社が保有又は運営するコンテナ型トランクルーム施設の未利用スペースと、同社が有する蓄電池の設置・運用ノウハウを活用し、蓄

電池設置拠点の展開に向けた検討を進めております。

一方、賃貸運営面では、保有施設の売却による運営施設数の変動がある中、継続保有する施設の稼働率向上に向けて、賃料設定の見直しや集客施策の改善に取り組むとともに、効率的な施設運営を推進してまいりました。

損益面では、販売用不動産の収益性の低下に伴う評価損を計上したものの、営業損失は縮小いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,170,755千円（前期比37.1％増）、営業損失131,420千円（前期は144,091千円の営業損失）となりました。

サービス別売上高

サービス区分	第59期 (当事業年度) 2026年9月期	前事業年度比
	金額	増減率
ビジネスソリューションサービス	1,557,190千円	6.8%
ターンキーソリューションサービス	1,170,755	37.1
合計	2,727,946	18.0

② 設備投資の状況
当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は3,607千円であり、ノートパソコンの更新に伴う新規購入と、システムの機能追加であります。

③ 資金調達の状況
当事業年度中に、金融機関より運転資金として150,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 56 期 2023年9月期	第 57 期 2024年9月期	第 58 期 2025年9月期	第 59 期 (当事業年度) 2026年9月期
売上高 (千円)	2,354,185	2,810,817	2,312,413	2,727,946
経常利益 (千円)	175,419	141,686	187,019	234,019
当期純利益 (千円)	111,871	80,829	122,479	135,444
1株当たり当期純利益 (円)	16.57	11.96	18.10	20.02
総資産 (千円)	3,643,789	3,544,668	3,791,163	3,574,845
純資産 (千円)	2,290,984	2,338,873	2,420,754	2,474,971
1株当たり純資産額 (円)	339.28	345.72	357.83	365.84

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社は、セルフストレージ事業者及び利用者の多様なニーズに対応し、セルフストレージ市場の健全な発展に貢献することを通じて、持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。

今後は、中期経営計画に掲げる「事業基盤の再構築」「収益性と効率性の両立」「新規領域への挑戦」を基本方針とし、既存事業の収益基盤の強化、開発・販売事業における収益性の改善及び経営管理体制の高度化を重要な経営課題として位置付け、以下の取り組みを推進してまいります。

①持続的な成長に向けた事業基盤の強化

当社は、セルフストレージ事業者向けの滞納保証、収納代行、コールセンター業務等のビジネスソリューションサービスを安定的な収益基盤として位置付け、サービス受託件数の拡大及び収益性の向上に取り組んでおります。

今後は、既存取引先との関係強化に加え、新規事業者の開拓及び大手事業者との取引拡大を推進するとともに、業務プロセスの効率化、サービス品質の向上及び適正な価格設定を通じて、受託件数の増加と収益性の向上を両立してまいります。

また、セルフストレージ市場における新規参入者への支援機能を充実させるとともに、既存サービスの活用領域を拡大することで、安定的かつ継続的な収益基盤の構築を図ってまいります。

②物件開発力の強化及び収益性の改善

当社は、セルフストレージ施設の開発・販売事業を重要な成長領域と位置付け、屋内型セルフストレージ施設及び屋外型コンテナ施設の開発・供給を推進しております。

一方、事業環境の変化や建築費等の上昇に対応するため、開発案件ごとの採算性及び投資回収の確実性を一層重視した事業運営が必要であると認識しております。

今後は、開発用地の取得段階から市場性、需要動向、建築コスト、販売価格及び投資利回り等を総合的に検証し、事業採算性を重視した案件選定を徹底してまいります。

また、グループ会社及び大手不動産企業等との連携を強化し、遊休地や低収益不動産の有効活用を通じた開発機会の創出を図るとともに、投資家ニーズに即した商品供給及び販売先の多様化を推進してまいります。

加えて、既存のマスターリース契約については、施設ごとの稼働状況及び収支を継続的に検証し、賃料条件の見直し、利用料金の適正化、集客施策の強化等を通じて、収益性の改善に取り組んでまいります。

③セルフストレージ利用者の集客力及び施設運営力の向上
　セルフストレージ施設の収益性を高めるためには、開業後の早期稼働及び安定稼働の実現が重要であると認識しております。
　当社は、施設の立地特性や利用者ニーズに応じたマーケティング施策、料金設定及び販売促進活動の高度化を推進し、利用者集客力の向上に取り組んでまいります。
　また、施設ごとの稼働率、賃料単価及び収益状況を適切に把握し、運営改善を継続することで、施設価値の向上及び管理・運営サービスの収益基盤強化を図ってまいります。

④経営管理体制及びリスク管理の強化
　当社は、持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、事業拡大に対応した経営管理体制及びリスク管理体制の強化が不可欠であると認識しております。
　特に、不動産及びセルフストレージ施設の開発・販売事業においては、市場環境や需要動向の変化が資産価値及び収益性に影響を及ぼすことから、案件取得時の事業性評価、保有資産の収益管理及び販売計画の進捗管理を一層強化してまいります。
　また、事業計画と実績の差異分析、保有資産の評価及び将来収益の見通しについて、客観性と適時性を確保した管理体制を整備し、経営判断の精度向上及び財務健全性の維持に努めてまいります。
　これらの取り組みを通じて、事業リスクの適切な把握と収益の安定化を図り、持続的な企業成長を支える経営基盤を構築してまいります。

⑤システムの合理化及び業務効率化の推進
　当社は、事業規模の拡大とサービス品質の向上を両立するため、業務プロセスの標準化及びデジタル技術の活用による生産性向上を重要な課題としております。
　今後は、基幹システムの機能改善及び各種業務システムの連携強化を推進するとともに、AI等のデジタル技術を活用し、問い合わせ対応、審査業務、収納代行業務及び顧客管理業務の効率化を図ってまいります。
　また、業務の自動化及びデータ活用の高度化を通じて、サービス受託件数の増加に対応できる効率的な運営体制を整備し、顧客満足度の向上とコスト競争力の強化を推進してまいります。

⑥人材の確保・育成及び組織力の強化
　当社は、持続的な成長を実現するためには、専門性を有する人材の確保・育成と、環境変化に柔軟に対応できる組織体制の構築が重要であると認識しております。
　今後は、不動産開発・販売、営業、事業運営及び管理部門における専門人材の採用・育成を推進するとともに、社員一人ひとりが主体的に課題解決及び業務改善に取り組む組織風土の醸成を図ってまいります。

また、組織内の役割と責任を明確化し、部門間の連携強化及び適切な権限委譲を進めることで、意思決定の迅速化と業務執行力の向上を図ってまいります。

これらの取り組みを通じて、安定的な収益基盤の強化と成長事業の収益性向上を両立し、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年９月30日現在）

当社は、セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業を営んでおります。

サービス区分	サービス内容
ビジネスソリューションサービス	セルフストレージ使用の申込受付・入金管理・債権管理・残置物撤去・物件巡回などビジネスプロセスのアウトソーシング及び滞納保証
	セルフストレージＷＥＢ申込・予約決済・物件管理システムの開発運用、集客サイトの開発運用
ターンキーソリューションサービス	セルフストレージ事業運営のコンサルティング、物件の開発及び事業者への売却、物件賃貸

(6) 主要な営業所及び工場（2026年９月30日現在）

本社	東京都千代田区麹町四丁目５番地20

(7) 従業員の状況（2026年９月30日現在）

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
37(10)名	＋４(＋２)名	39.7歳	6.4年

（注）従業員数は就業人員であり、契約社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2026年９月30日現在）

借入先	借入額
西武信用金庫	264,962千円
株式会社三井住友銀行	238,946
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	141,886

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2026年９月30日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 16,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 6,765,489株

⑶ **株主数** 13,229名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
株式会社ディア・ライフ	2,658,400株	39.29%
日本郵政キャピタル株式会社	1,280,000	18.92
阿部幸広	213,600	3.15
山田直樹	120,000	1.77
株式会社加瀬資産管理	119,500	1.76
松下祐士	91,500	1.35
株式会社ストレージ王	39,300	0.58
パルマ役員持株会	27,300	0.40
小泉洋二朗	27,000	0.39
塚本周平	18,900	0.27

（注）持株比率は自己株式(348株)を控除し、小数点第３位以下を切り捨てて計算しております。

3．新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第４回新株予約権
発行決議日		2017年12月１日
新株予約権の数		150個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　60,000株 (新株予約権１個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　1,100円 (１株当たり　2.75円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　270,000円 (１株当たり　675円)
権利行使期間		2019年１月１日から 2027年12月20日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　150個 目的となる株式数　60,000株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名
	監査役	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名

(注) １．行使の条件は以下のとおりです。

① 新株予約権者は、2018年９月期乃至2022年９月期のいずれかの期において、当社の有価証券報告書の損益計算書に記載された経常利益が４億円を超過した場合（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結経常利益を参照する。）にのみ新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

2．2018年８月１日付で普通株式１株につき２株の割合で、2019年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

（注）2018年８月１日付で行った１株を２株とする株式分割及び2019年１月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	阿部幸広	株式会社ディア・ライフ代表取締役社長 アイディ株式会社代表取締役 株式会社アイディプロパティ代表取締役 株式会社アルシエ代表取締役会長
代表取締役社長	木村純一	
取締役	赤羽秀行	管理部長
取締役	上村卓也	株式会社アルシエ代表取締役社長
取締役	榎和志	株式会社リマネージ代表取締役 株式会社vivid update代表取締役
取締役	斎藤聡	勝山高原開発株式会社代表取締役
取締役	吉松こころ	株式会社HelloNews代表取締役 株式会社ミツバチ代表取締役
取締役	後藤信秀	株式会社シーアールイー常務執行役員
常勤監査役	大森茂延	
監査役	輿水英行	株式会社フォンティス代表取締役 株式会社フーバーブレイン代表取締役 いずみキャピタル株式会社代表取締役
監査役	髙塚直子	税理士法人高塚茂木会計事務所代表社員 株式会社シグナレックス監査役 株式会社牧野フライス製作所監査役

（注）１．取締役榎和志氏、斎藤聡氏、吉松こころ氏及び後藤信秀氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役大森茂延氏、監査役輿水英行氏及び髙塚直子氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役大森茂延氏は、金融機関での業務経験に加え、事業法人の取締役として豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4．監査役輿水英行氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役髙塚直子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6．当社は、取締役榎和志氏、取締役斎藤聡氏、取締役吉松こころ氏、常勤監査役大森茂延氏、監査役輿水英行氏及び監査役髙塚直子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、当社定款において社外取締役又は社外監査役との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、各社外役員との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額が上限であります。

⑶ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑷ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸ 取締役の報酬の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1）当該方針の決定事項

当社は、2021年２月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決定しております。

2）決定方針の内容の概要

1．基本方針

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針は以下のとおりとする。

(1) 当社グループの業績や企業価値の持続的な向上への貢献意欲や士気向上に繋がる制度・内容とする。

(2) 業務執行の適切な監督・監査によるコーポレートガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とする。
(3) 報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーの皆様から信頼される報酬制度とする。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業務執行を担う取締役が受ける基本報酬は、原則として、役位や職責等に応じた固定報酬（確定金銭報酬）を金銭にて毎月支給する。

経営の監督を担う非業務執行の取締役に対しては、監督機能を有効に機能させる観点から一定の金額で固定された固定報酬（確定金銭報酬）のみとし、金銭にて毎月支給する。

3．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の報酬は、前記２のとおり、固定報酬（確定金銭報酬）のみとする。

4．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、前記２のとおり、固定報酬（確定金銭報酬）のみとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の決定について委任を受ける。取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう、個々人の役割の範囲、責任及び業績、会社業績の目標及び計画に対する進捗度等を考慮の上、外部調査機関による役員報酬調査データ等を通じた市場全体あるいは業界全体の水準の参照や経営の監督を担う非業務執行の取締役からの助言等を受けるなどにより、報酬の妥当性・報酬決定の客観性の担保に努める。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については、2014年5月16日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、管理部門担当役員が上記決定方針において掲げられた考慮要素を考慮して作成した原案を、外部調査機関による役員報酬調査データ等を通じた市場全体あるいは業界全体の水準の参照や経営の監督を担う非業務執行の取締役からの助言等を受けるなどにより、決定方針との整合性について客観的に原案の評価を行い、かつ独立社外取締役の同意が得られていることから、取締役会も基本的にその判断を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、前述①２）に記載のとおり、取締役会が代表取締役社長である木村純一に対し、個別取締役の固定報酬額についての決定権限を委任しております。

当社の取締役会が代表取締役社長に対し当該権限の委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役が担当する業務や職責の評価を行うには、代表取締役が最も適していると考えたためです。

代表取締役社長の上記権限が適切に行使されるようにするため、前述①２）のとおり、管理部門担当役員が固定報酬額について原案を作成し、経営の監督を担う非業務執行の取締役からの助言等を受けるなどの措置を講じております。

⑹ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	8名 （4）	30,450千円 (3,600)
監査役 （うち社外監査役）	3 （3）	6,810 (6,810)
合計 （うち社外役員）	11 (7)	37,260 (10,410)

（注）１．取締役の報酬限度額は、2014年５月16日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。

２．監査役の報酬限度額は、2014年５月16日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑺ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役榎和志氏は、株式会社リマネージの代表取締役及び株式会社vivid update株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
・取締役斎藤聡氏は、勝山高原開発株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
・取締役吉松こころ氏は、株式会社HelloNewsの代表取締役及び株式会社ミツバチの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
・取締役後藤信秀氏は、株式会社シーアールイー常務執行役員であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
・監査役輿水英行氏は、株式会社フォンティスの代表取締役、株式会社フーバーブレインの代表取締役及びいずみキャピタル株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
・監査役髙塚直子氏は、税理士法人高塚茂木会計事務所の代表社員、株式会社シグナレックス及び株式会社牧野フライス製作所の監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	榎　和志	榎和志氏は、他の会社での豊富な取締役経験を中心とした幅広い経験、見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社事業全般に対し適宜発言を行っております。
取締役	斎藤　聡	斎藤聡氏は、不動産業務全般の知識に加え、金融機関での豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産業界及び金融機関での業務経験と幅広い見識に基づき、当社セルフストレージ開発・投資に対し適宜発言を行っております。
取締役	吉松こころ	吉松こころ氏は、不動産賃貸管理業務全般の知識に加え、マスコミでの豊富な経験に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産業界及びマスコミでの業務経験と幅広い見識に基づき、当社セルフストレージ運営に対し適宜発言を行っております。

地　　位	氏　　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	後藤　信秀	後藤信秀氏は、不動産ビジネスを展開する上場企業の取締役としての豊富な経験に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産開発・賃貸事業、物流不動産業界に関する専門的な見地と幅広い見識に基づき、当社セルフストレージ事業全般に対し適宜発言を行っております。
監査役	大森　茂延	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。金融機関及び事業法人での業務経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。
監査役	輿水　英行	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。
監査役	髙塚　直子	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ 名称

EY新日本有限責任監査法人

⑵ 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

⑶ 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

⑷ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,850千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,850千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑸ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑹ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴　業務の適正を確保するための体制の整備

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月１回開催される定例取締役会では、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、各取締役は職務の執行状況について報告しております。出席監査役は各取締役の職務執行状況の監視を行うとともに、日常の業務監査により取締役の職務執行が法令及び定款に反していないか監査しております。

使用人の職務執行の適正性を確保するために、代表取締役社長直轄の内部監査担当者を置き、内部監査規程に基づき、内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は必要に応じて監査役会と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、書面又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。また、文書管理を担当している管理部は取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供することのできる体制を取っております。また、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、内部通報規程を制定・施行し、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築しております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部の業務に付随するリスク管理は当該組織単位が行い、全社的なリスク管理は管理部が行っております。また、コンプライアンスやリスク管理等の観点から業務遂行において問題もしくは懸念があれば、当社と顧問契約を締結している法律事務所に助言・指導を受けております。

管理部は、内部牽制機能を担う部として、各部のリスクを監視し、リスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、速やかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し対策を講じることのできる体制を整えております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率性を確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めております。また、取締役会において中期経営計画及び年度計画を策定の上、毎月１回の定例取締役会での業務執行報告に基づき、月次での進捗状況の管理を行い、その結果を職務執行にフィードバックしております。

⑤　当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

適正な業務執行・意思決定が行われるよう、必要に応じ関係会社の取締役・監査役の間で、情報連携を図っております。また関係会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保しております。

関係会社に損失の危険が発生し、所管部長がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響について、当社の取締役会に報告する体制を確保しております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役が補助使用人を求めた場合には、協議の上、速やかに設置いたします。補助使用人は、兼任も可能ですが、その職務の遂行に関しての指揮命令権は監査役に属し、補助使用人の発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとしております。また、当社は、補助使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を役員及び従業員に周知徹底しております。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧いたします。また、取締役及び使用人は、内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めております。

内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保しております。また、当社は、監査役への報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に周知徹底しております。

⑧　監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用を当社に請求した場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査担当者と定期的に情報・意見を交換する機会を確保しております。また、監査役は取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

監査役は必要に応じて外部専門家を利用し、より精密な監査意見の形成に努めております。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行について

取締役会を25回開催し、取締役及び監査役の出席の下、決裁規程に沿った個別議案の決議及び業務執行等の報告に加え、経営戦略・資本政策等の経営上の重要事項の審議を行っております。

②コンプライアンスについて

Ⅰ　各種コンプライアンス研修（入社時研修・インサイダー取引に関する研修等）を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

Ⅱ　当社のコンプライアンス違反行為について社員が直接通報を行える内部通報制度を整備の上、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

③リスク管理について

社内諸規程などの運用・整備を継続することや毎週開催される各事業部門会議や月１回開催される経営会議等を通じて業務執行や事業進捗状況を把握・共有することで、事業上の予見可能なリスクを未然に防止し、安全かつ効率的な業務体制の維持を図っております。

④監査役の職務の執行について

Ⅰ　監査役会を13回開催した他、代表取締役や業務執行取締役と定期的に会合を持ち、業務執行状況、経営課題、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役はいつでも取締役及び従業員に対して、事業・業務に関する報告を求めることができるものとしております。

Ⅱ　常勤監査役は取締役会のほか、当社の各事業部門が開催する定期的な会議等に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、監査機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査担当と連携した監査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点等を日常業務レベルで監査する体制を整備しております。

⑶ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行っております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況及び具体的な取り組みについては、当社は、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、及び各関連規程の充実と周知徹底を図っております。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士等との連携を図っております。

取引先等に対しても、各種契約書類に「反社会的勢力排除条項」の記載をおりこむなど、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して行っております。

取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は以下の通りです。

①新規取引先に対するチェックの方法

新規取引を行う際は、新規取引先に対し、事前に新聞記事データベース等によるチェックを行います。加えて、取引時には反社会的勢力排除に関する確認条項を記載した取引契約書を締結しており、これらのプロセスが行われていない場合は、取引が開始できないこととしております。

②株主に対するチェックの方法

毎年９月末時点の株主について、当社の株主名簿管理人に依頼し、反社会的勢力に該当する株主の有無についての情報提供を受け、当社株主に対するチェックを行っております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

⑴ 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と認識し、将来の事業規模拡大や経営基盤の強化のために必要な内部留保の確保を図る一方、会社業績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。

利益配分については、配当性向40％を目安に各期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としつつ、今後の業績見通し、内部留保の確保の水準などを総合的に勘案しながら決定する方針であります。

⑵ 当事業年度の配当

当事業年度の配当につきましては、2026年11月13日開催の取締役会決議に基づき、１株当たり普通配当８円、創業20周年における記念配当５円の合計13円とさせていただきました。

貸借対照表

(2026年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,364,513**	**流動負債**	**623,486**
現金及び預金	2,146,301	1年内返済予定の長期借入金	248,124
金銭の信託	1,350	未払金	140,912
売掛金	118,863	未払費用	27,528
求償債権	540,637	未払法人税等	45,454
販売用不動産	731,552	契約負債	103,152
仕掛販売用不動産	13,613	預り金	34,830
前払費用	73,349	その他	23,484
その他	9,775	**固定負債**	**476,388**
貸倒引当金	△270,931	長期借入金	397,670
固定資産	**210,332**	転貸損失引当金	77,710
有形固定資産	**33,089**	その他	1,008
建物	16,659	**負債合計**	**1,099,874**
構築物	1,770	**(純資産の部)**	
車両運搬具	0	**株主資本**	**2,474,106**
工具器具及び備品	7,659	**資本金**	**600,318**
土地	7,000	**資本剰余金**	**510,767**
無形固定資産	**11,914**	資本準備金	510,767
ソフトウエア	11,609	**利益剰余金**	**1,363,193**
その他	305	利益準備金	3,997
投資その他の資産	**165,327**	その他利益剰余金	1,359,195
出資金	5,120	繰越利益剰余金	1,359,195
長期前払費用	33	**自己株式**	**△173**
敷金	20,171	**新株予約権**	**864**
繰延税金資産	134,402		
その他	5,600	**純資産合計**	**2,474,971**
資産合計	**3,574,845**	**負債純資産合計**	**3,574,845**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,727,946**
売上原価		**1,634,180**
売上総利益		**1,093,765**
販売費及び一般管理費		**900,475**
営業利益		**193,289**
営業外収益		
受取利息	4,247	
受取配当金	204	
債権売却益	8,394	
投資有価証券売却益	45,147	
その他	930	58,924
営業外費用		
支払利息	14,163	
支払手数料	3,413	
その他	618	18,195
経常利益		**234,019**
特別損失		
固定資産除却損	2,104	2,104
税引前当期純利益		**231,914**
法人税、住民税及び事業税	85,276	
法人税等調整額	11,193	96,469
当期純利益		**135,444**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2025年10月1日残高	600,318	510,767	510,767	3,997	1,304,932	1,308,930
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△81,181	△81,181
当期純利益					135,444	135,444
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	54,262	54,262
2026年9月30日残高	600,318	510,767	510,767	3,997	1,359,195	1,363,193

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2025年10月1日残高	△173	2,419,843	25	25	884	2,420,754
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△81,181				△81,181
当期純利益		135,444				135,444
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△25	△25	△19	△45
当事業年度中の変動額合計	－	54,262	△25	△25	△19	54,216
2026年9月30日残高	△173	2,474,106	－	－	864	2,474,971

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法を採用しております。
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等	移動平均法に基づく原価法を採用しております。

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～17年
構築物	10年～15年
車両運搬具	２年
工具器具及び備品	４年～10年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　転貸損失引当金

マスターリース契約における転貸損失に備えるため、転貸差損が将来にわたり発生する可能性が高い物件について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①ビジネスソリューションサービス

ビジネスソリューションサービスにおいては、主にセルフストレージ事業者・利用者等から利用料・保証料を収受し、セルフストレージ使用の申込受付・入金管理・債権管理・残置物撤去・物件巡回などビジネスプロセスのアウトソーシング及び滞納保証、セルフストレージＷＥＢ申込・予約決済・物件管理システムの開発運用、集客サイトの開発運用を提供することを履行義務としており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

②ターンキーソリューションサービス

ターンキーソリューションサービスにおいては、主に物件の開発及び事業者への売却、セルフストレージを賃貸することを履行義務としており、売却については顧客に物件を引き渡した時点、賃貸については時の経過につれて履行義務が充足されるため当該契約期間に応じて、収益を認識しております。

上記収益は顧客との契約において約束された対価に基づいて測定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払条件により１年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税額等については、販売費及び一般管理費に計上しており、固定資産に係るものは長期前払費用に計上し、５年間で均等償却を行っております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．会計上の見積りに関する注記

転貸損失引当金

1．当事業年度の計算書類に計上した金額

転貸損失引当金	77,710千円

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社はマスターリース契約を対象に、全般的な不動産市況に加え、個別物件ごとに、地域特性、周辺物件の稼働や賃料設定の動向、今後の賃貸需要見通し、賃貸契約の残存期間等を勘案して、転貸差損が将来にわたり発生する可能性が高い転貸物件について翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

当社は、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づき、転貸損失引当金を計上しておりますが、将来の市況の変化等の影響により損失見込額が変動する場合には、翌事業年度以降の計算書類において、転貸損失引当金の金額に影響を及ぼす可能性があります。

販売用不動産等の評価

1．当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	731,552千円
仕掛販売用不動産	13,613千円
売上原価（収益性の低下による簿価切下額）	39,355千円

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は販売用不動産等（販売用不動産及び仕掛販売用不動産）の評価について、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産等に係る収益性の低下等により正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、その差額を売上原価（評価損）として計上しております。

正味売却価額は、賃料水準、稼働率、想定利回り等に基づき設定される販売予定価格に基づいております。また、一部の販売用不動産等については、不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて、正味売却価額を算出しております。

将来の市況の変化等により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、追加の評価損が計上される可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	30,000千円
販売用不動産	156,940千円

②　担保に係る債務

長期借入金	141,886千円

上記現金及び預金（定期預金）について当座借越契約（借越限度額150,000千円）の担保に供しております。なお、期末日現在において借入実行残高はありません。

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　48,977千円

⑶　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	44千円
金銭債務	377千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,687千円
販売費及び一般管理費	3,252千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	6,765,489	－	－	6,765,489

⑵　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	348	－	－	348

⑶　当事業年度の末日における新株予約権に関する事項（権利行使期間が到来していないものを除く）

	第４回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	314,400株

⑷　剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2025年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	81,181千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	12.0円
基準日	2025年９月30日
効力発生日	2025年12月5日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年11月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	87,946千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	13.0円
基準日	2026年９月30日
効力発生日	2026年12月３日

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	85,397千円
未払事業税	3,586千円
未払事業所税	1,336千円
契約負債	26,971千円
未払賞与	3,780千円
未払不動産取得税	12,872千円
棚卸資産	12,404千円
転貸損失引当金	24,494千円
その他	10,091千円
繰延税金資産小計	180,934千円
評価性引当額	46,531千円
繰延税金資産の純額	134,402千円

9．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、ターンキーソリューションサービスにおけるプロジェクトに必要な資金を主に銀行等金融機関からの借り入れにより調達しております。また、一時的な余資を上場有価証券等の流動性が高く随時現金化可能な金融商品により運用しております。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である求償債権及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境の変化等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。当該リスクに関しては、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、有価証券取扱規程に、資金運用に係る権限や管理方法を定め、これらに従い管理しております。また、資金運用に関する事項は定期的に取締役会に報告されております。

借入金は、主に営業活動に必要な資金を目的としたものであり、その一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が借入先ごとに金利変動を管理し、金利変動による負担軽減の早期把握を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2026年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴ 売掛金	118,863	118,863	
貸倒引当金（＊2）	△33,562	△33,562	
	85,301	85,301	－
⑵ 求償債権	540,637	540,637	
貸倒引当金（＊2）	△237,369	△237,369	
	303,268	303,268	－
資産計	388,570	388,570	－
⑴ 長期借入金（＊3）	645,794	631,300	△14,493
負債計	645,794	631,300	△14,493

（＊1）現金及び預金、金銭の信託、短期借入金、未払金、預り金については、いずれも短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（＊2）売掛金及び求償債権に含まれる貸倒引当金を控除しております。

（＊3）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（＊4）市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
出資金	5,120

(注) 1．金銭債権の決算日後の償還予定額

区分	1年以内（千円）	1年超（千円）
⑴ 現金及び預金	2,146,012	－
⑵ 金銭の信託	1,350	－
⑶ 売掛金	118,863	－
⑷ 求償債権	540,637	－
合計	2,806,864	－

2．長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 （1年内返済予定含む）	248,124	98,124	98,124	88,048	113,374	－

⑶ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表計上額に計上している金融商品以外の金融商品 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	－	85,301	－	85,301
求償債権	－	303,268	－	303,268
資　産　計	－	388,569	－	388,569
長期借入金	－	631,300	－	631,300
負　債　計	－	631,300	－	631,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金及び求償債権

これらの時価については、取引先の状況及び入金状況等により債権を分類し、過去の一定期間における未回収実績に基づき算出した貸倒実績率等により算出した回収不能見込額を控除することで算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

その時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ビジネス ソリューション サービス	ターンキー ソリューション サービス	合計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	1,537,717	666,935	2,204,652
その他の収益	19,473	503,820	523,293
外部顧客への売上高	1,557,190	1,170,755	2,727,946

⑵ 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑷ 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

⑶ 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債（期首残高）	93,165
契約負債（期末残高）	103,152

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金及び前受収益に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額　365円84銭

⑵ 1株当たり当期純利益　20円02銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月17日

株式会社パルマ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　賢　治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	海　上　大　介

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社パルマの２０２５年１０月１日から２０２６年9月３０日までの第５９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月1日から2026年9月30日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果
⑴　事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

2026年11月17日

株式会社パルマ　監査役会
常勤社外監査役　大森　茂延　㊞
社外監査役　輿水　英行　㊞
社外監査役　髙塚　直子　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区平河町2−4−3
ホテル ルポール麹町　2階　サファイア
TEL 03−3265−5365

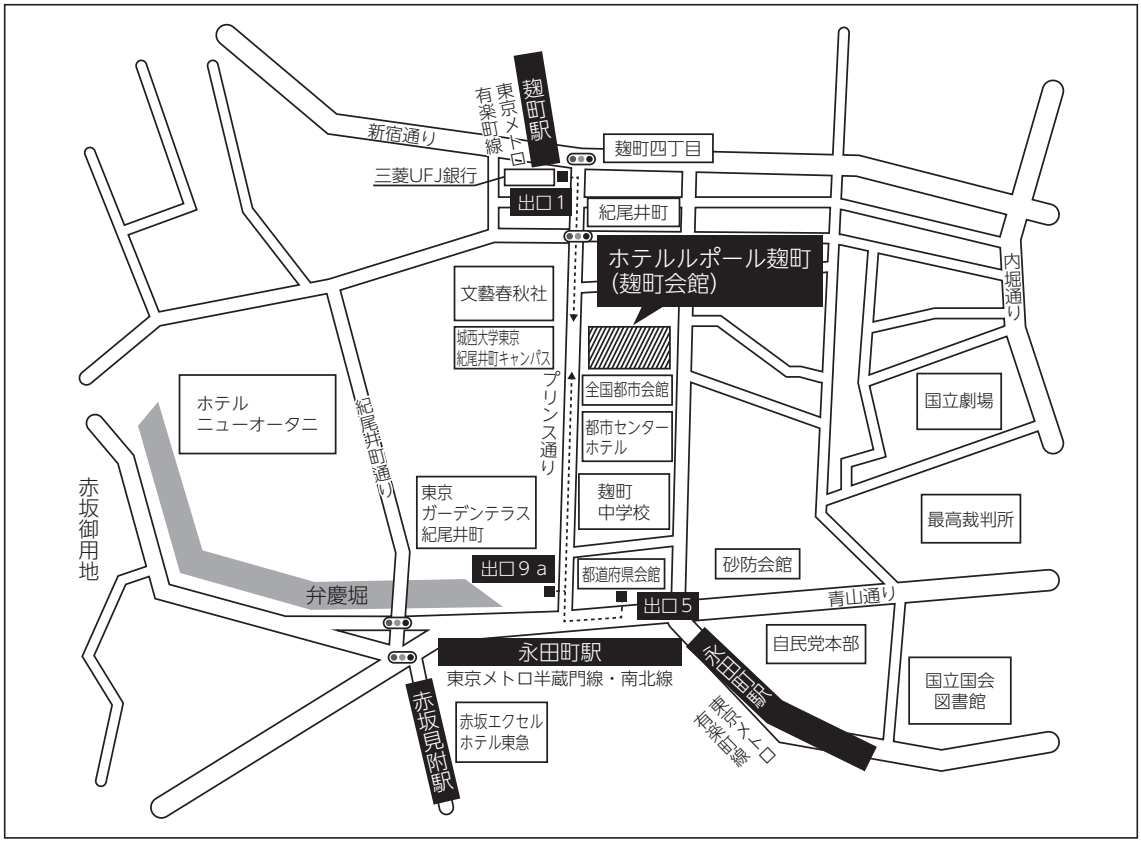

交通　地下鉄 有楽町線
＜麹町駅＞１番出口　徒歩３分
地下鉄 有楽町線・半蔵門線
＜永田町駅＞５番出口　徒歩５分
地下鉄 南北線
＜永田町駅＞９ａ番出口　徒歩５分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。